

地方公共団体へのヒアリング等を踏まえた 優先的検討規程 実効性向上のポイント(案)

令和5年3月28日

第11回事業推進部会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

- ・ これまでの事業推進部会でのご意見や地方公共団体向けのアンケート調査結果から得られた課題等を踏まえ、優先的検討の実効性の向上に向けた見直しの方向性の案を以下にまとめる。

【優先的検討の運用における課題】

【実効性向上に向けた見直しの方向性】

- ・ 小規模でもPPP/PFI事業に適した案件が検討対象になっていない可能性

①対象事業の柔軟な選定

- ・ 事業費基準に合致しない小規模事業の場合でも、PPP/PFI事業の実績が多い施設類型(参考④-3:公営住宅、庁舎、複合施設、スポーツ施設など)、及び、民間の創意工夫の発揮が特に期待される事業(参考④-4,5)もしくは民間の参画意欲が高い事業については、対象事業とすることを推奨。

- ・ 優先的検討に関する情報開示は限定的。
- ・ 民間提案の促進の観点から、PPP/PFIの可能性のある事業について早期の情報開示が有効。

②情報開示内容の簡素化・民間提案機会の拡大

- ・ 優先的検討の対象事業については、可能な限り、事前にインターネット上でリストを公表し、民間事業者からの提案を受け付ける。
- ・ PPP/PFI手法の採否の結果如何にかかわらず、全ての検討結果を公表する。
- ・ 但し、負担軽減、入札手続きへの影響及び負担軽減の観点から、評価の内容のうち、費用の額等の公表は求めないものとする。

- ・ 簡易検討においては、VFMは精度の確保が難しく、VFMのみでの評価が困難

③定性的評価の導入による柔軟な運用

- ・ 類似の先行事例の調査やサウンディング調査等に基づき、PPP/PFIによる公共サービスの向上、地域の賑わい創出、地域課題の解決、民間事業者の参画意欲等を定性的に評価する方法を採用することができることとする。
- ・ ただし、定性的評価でPPP/PFI手法を導入しないと判断する場合は、評価の視点が十分か検証することが必要。

- ・ 規程の運用にあたって、全庁的なとりまとめ部署の設置等の庁内体制の整備が不十分。
- ・ 庁内の連携がなされていないと、対象案件の取りこぼしや、手戻りが起こる可能性がある。

④運用が定着する体制整備

- ・ 優先的検討を実施するにあたり、庁内の推進体制*を整備することを推奨。
- ・ *例えば、全庁的にPPP/PFIの導入をサポートし推進する部署を設定した上で、事業担当課が主体となって推進する体制など

優先的検討の実効性向上に係る第10回事業推進部会でのご意見(令和4年12月27日)

見直しの方向性(案)	ご意見(要約)
①対象事業の柔軟な選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業規模が小さい場合でも、組成コストの高いSPCを組まなくてもやれるPPPはあることなど、様々な可能性を、事例を含めて見せていくことも必要。 ● 小さくてもコストが見合う可能性は追及していければと思う。 ● バンドリングや広域化をすれば対象になり得るなどをもう少し示せば、自治体も検討が進めやすい。 ● 優先的検討規程は、どちらかという建物の部分がメインになっている。ソフト事業との組み合わせによってPPPとして拾っていただけるようになるとよい。
②対象事業・検討結果の公表	—
③定性的評価の導入(多様な効果の評価)	<ul style="list-style-type: none"> ● 収益に直接貢献しない地域貢献、あるいはカーボンニュートラルに向けたCCUS(二参加炭素回収・貯留技術)といった、短期的にはコスト増になりVFMが出にくい、同時解決・マルチベネフィットの重要性が高いものについては、定性的な評価をしていく必要があるのではないかと。最初の段階で、定性的な評価で、直接的効果及び間接的の期待を整理して、利益・期待が得られそうな場合に詳細なVFMの検討をしていく形があるのではないかと。 ● 選択肢が増える半面、現場サイドとしては、判定がやや難しくなるケースも出てくるのではないかと。定性的評価を含む、VFMを補完する新たな指標を国として示して頂くことが良い。 ● 簡易な評価の段階で、単に定量的な指標だけで評価するのはあまり同意できず、できる限り民間の意見を聞きながら検討していくことが必要。地域プラットフォームでの民間の意見を聞く場をうまく使いながら案件形成をしていくことが望ましい。 ● 多様な効果を事業採択の基準とする場合は、事後評価で検証することも必要。
④運用が定着する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● PPP/PFIの専門部局がそもそも確立されていないところがある。どういう形で実際に体制整備を頂くのか具体的な推進の支援のアプローチを考えて頂く必要がある。 ● 小さな市町村では担当者を据えることも難しく、国や都道府県の支援体制が必要ではないかと。 ● 内閣府行政実務専門家派遣制度や国土交通省PPPサポーター制度は、小規模自治体にとって、現場の貴重なアドバイスが得られる非常に重要な制度であり、活用に向けた更なるPRをお願いしたい。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 既に優先的検討規程をヘビーユースしているところは、様々な手を加えたり、庁内フローを作ったりしているのではないかと。先導的な自治体のノウハウをどんどん開示することを主として取り組むとよい。 ● 現場任せではなく、優先的検討がきちんと動いているのかのチェックは実効性を高めるために必要。

先進団体等へのヒアリング調査実施概要(令和5年2~3月実施)

第10回事業推進部会(R4.12.27)で審議頂いた「見直しの方向性(案)4項目」に関し、

○先進的な取組を行っている地方公共団体(8団体)へのヒアリングを通じ、優先的検討規程の実効性向上の方策を深掘り。

○小規模団体(2団体)へのヒアリングを通じ、先進団体の取組の適用性や小規模団体の実態に合う取組のあり方を確認。

	【先進的取組】 地方公共団体	人口規模	先進的取組の実施状況				
			① 対象事業の 柔軟な選定 (指針の基準額以 外の設定*)	②対象事業・検討結果公表		③ 多様な効果の 評価	④ 運用が定着する 体制の整備
				対象事業	PPP導入可否に関わら ず検討結果公表		
1	広島県	都道府県				○	○
2	川崎市(神奈川県)	政令指定都市	○	○	○	○	○
3	大阪市(大阪府)	政令指定都市				○	○
4	富山市(富山県)	20万人以上				○	○
5	姫路市(兵庫県)	20万人以上				○	○
6	伊賀市(三重県)	10万人未満	○			○	○
7	智頭町(鳥取県)	10万人未満	○		○	○	○
8	和光市(埼玉県)	10万人未満	○		○	○	○

*「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」では、対象事業の基準として、事業費総額10億円以上などを規定

	【未策定・小規模】 地方公共団体	人口規模	優先的検討規程策定に向けた状況
9	府中町(広島県)	10万人未満	未策定(策定の意向あり) ・PPP/PFI導入が有効な事業がない(事業者の参画ニーズを把握する手段がない等) ・規程を策定・運用する人手・ノウハウが十分でない
10	三木市(兵庫県)	10万人未満	今年度策定予定 ・検討対象事業の継続的な選定のための基準設定が課題

主なヒアリング項目

項目(見直しの方向性)	先進団体	小規模団体
①対象事業の柔軟な選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 選定基準 ● 基準設定の背景・考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 指針の基準や先進団体の基準等の実効性に関する意見
②対象事業・検討結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 公表の状況・成果 ● 公表の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 先進団体の取組の実効性に対する意見
③定性的評価の導入 (多様な効果の評価)	<ul style="list-style-type: none"> ● 定性的評価の方法 ● 判断基準・評価の視点 ● 課題等 	
④運用が定着する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先的検討を実施するにあたっての庁内体制 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の捕捉 ・検討開始及び進捗の把握 ・事業所管課へのサポート ・庁内意思決定 ・PPP/PFIに係るノウハウ・庁内動向の一元管理 ● 庁内体制が上手く機能している点及び課題 	

事業推進部会の審議及びヒアリング結果を踏まえた 実効性向上のポイント(案)

ポイント① 対象事業の柔軟な選定

ふき出しは内閣府の支援策等
効果

実効性向上のポイント

1. 実績に基づく対象事業の選定等

- 中小規模自治体等の場合、当該自治体の事業規模の実績に応じ、優先的検討対象が継続的に選定される事業費基準を設定。
(例: 指針以下の総事業費5億円に設定(和光市))。
- 事業費基準に合致しない小規模事業の場合でも、全国的にPPP/PFIの実績が多い施設・事業等については対象事業とする。
(事例: 次の基準に該当する事業(伊賀市))
 - ✓ 公共施設最適化計画で縮小等の対象
 - ✓ 新規整備
 - ✓ 全国的に事例が多く効果が見込まれるもの
- ハード事業については金額や規模等を限定せず検討対象とする(川崎市)
(施設整備を伴わなくとも、運営や維持管理といったソフト事業も検討対象であることに留意)

- PPP/PFIに適した事業が、継続的に検討対象事業として選定される。

団体	対象事業(件数)
和光市	1件/年
川崎市	10件程度/年 (簡易・詳細な検討実施件数)
伊賀市	3件/年
智頭町	15件(R5予定)

実績調査の参考となる資料として、「PFI事業基礎データベース(参考1)」、「多様な効果事例集(参考2)」を公表予定

2. 小規模事業のバンドリング(複合化、包括化)

- 公共施設等総合管理計画のなかでバンドリングを検討の上、事業規模が基準に達すれば優先的検討を開始(川崎市、大阪市、姫路市、伊賀市、和光市)。

- 単独では事業費基準に満たない小規模事業でも対象事業とすることが可能。

3. 未利用財産利活用の対象化

- 公共施設等総合管理計画等に従い統廃合された結果生じる未利用財産(100㎡以上)の利活用も対象事業に追加(川崎市、智頭町)。

- 施設整備に限らず、既存ストックの活用等、より多くの事業において官民連携の可能性が検討される。

川崎市	川崎駅西口大宮町地区 地区施設整備活用事業 (令和3年2月基本協定締結)
-----	---

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き(令和4年9月)

三 事業費基準(P11)

指針では、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)及び単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)を事業費基準としていますが、PPP/PFI手法導入を積極的に図るために、これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除されているものではありません。例えば、地域の民間事業者による公共施設整備事業の実施を期待する場合に、当該基準を下げるのが考えられます。事業費基準を満たすか否かは公共施設整備事業毎に判断することとしています。例えば、複数の公共施設等について一括して整備等を行う事業(バンドリング)については、個々の公共施設等の整備等が要する費用で判断するのではなく、当該事業全体が要する費用で判断することが考えられます。

ポイント② 対象事業・検討結果の公表

実効性向上のポイント	効果・課題
<p>1. 制度所管部署による全庁的・定期的な検討状況の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先的検討の制度所管課(主に総務、企画、行政改革担当)が全事業所管課に対し、定期的(4月、10月)及び随時に、検討状況を照会の上、リストを整理(川崎市、大阪市、富山市(公表は川崎市のみ))。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■ 記載項目(川崎市の例)</p> <p>掲載日/所管課/事業名/分類/事業概要/スケジュール /民間事業者に期待する事項/施設等の住所/連絡先</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 同時に、総合計画、公共施設等総合管理計画及び予算案等と照らし合わせ、本来、対象事業である事業の把握漏れをチェック(川崎市、大阪市)。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業を全庁的に取りこぼさず把握することが可能。
<p>2. 検討段階ごとの事業リストの公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 優先的検討を開始した事業を「ロングリスト」、簡易な検討を経て詳細な検討段階に進んだ事業を「ショートリスト」、詳細な検討の結果、事業化が決定した事業を「発注リスト」として整理のうえ公表(川崎市)。 掲載項目は「掲載日」「所管課」「事業名」「分類(ハード/ソフト)」「事業概要」「スケジュール」「民間に期待する事項」「所在地」「連絡先」。 簡易な検討及び詳細な検討の結果を、対象事業ごと個別に、PPP/PFI手法の採否の結果に関わらず公表(智頭町、和光市)。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が早い段階から公共側の検討進捗に合わせ準備を進めることが可能(民間提案の活性化にも期待)。 地域企業のPPP/PFI事業への関心が向上。 <p>(課題)※リストの公表を行っていない団体の懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> リスト掲載後に、検討過程で事業自体が廃案、もしくは従来手法に戻す等の可能性もあり、民間事業者への影響について考慮が必要。

PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引き(令和4年9月)

VII 評価結果の公表(P22)

採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たすことができます。なお、PPP/PFI手法を導入する場合にも、評価結果を公表することとするとも考えられます。

VIII PPP/PFI手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項(P25)

二 民間事業者からの提案の活用

優先的検討の対象となる事業リストをあらかじめ公開することで、公共施設に係るPPP/PFI手法の活用に関する事業者からの提案を促進することが期待できます。

ポイント③ 多様な効果の評価

ふき出しは内閣府の支援策等

実効性向上のポイント	効果
<p>1. 多様な効果を重視した評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易な検討段階ではVFMだけではなく、民間がノウハウを発揮し得る余地があるか、どう活かせるかを確保することを考慮(富山市、姫路市、和光市)。 	<ul style="list-style-type: none"> カーボンニュートラル等にも貢献するマルチベネフィット事業や、地域社会・地域経済への貢献に焦点を当てた事業(ローカルPFI)の評価が可能となり、多様な案件の形成促進につながる。
<p>2. 多様な効果の評価方法、評価項目・基準の明確化</p> <p>【評価方法】</p> <p>① サウンディング調査(地域PFでの対話、個別ヒアリング)(全団体) 対象事業への民間ノウハウ発揮の可能性、市場性、参画意向を確認 <制度所管課によるサウンディングのサポートの例></p> <ul style="list-style-type: none"> サウンディング方法の庁内研修実施 民間事業者へのサウンディング参加の呼びかけ 登録制によるサウンディング情報、公募情報の発信等 サウンディングの場への同席 経験を積んだ事業所管課の定性評価実施ノウハウの集約と庁内横展開 <p>② 類似事例調査(全団体) 類似案件でのPPP/PFI事例の有無や内容(事業スキームや期待される効果等)を確認</p> <p>【評価項目】</p> <p>評価項目をチェックシートとして整理し、該当の有無で評価(全団体)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■ チェック項目(大阪市の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービスの向上の可能性の有無 民間事業者の創意工夫の活用可能性の有無 民間事業者の参画意向の有無 制度的制約や時間的制約の有無 </div>	<p>「ローカルPFI」の推進を検討中(参考3)</p> <p>「地域PFでの官民対話」の効果的な実施のため、「地域プラットフォーム運用マニュアル改定版」公表予定(参考4)</p> <p>「類似事例調査」及び「評価項目設定」の参考となる資料として、「PFI事業基礎データベース(参考1)」、「多様な効果事例集(参考2)」を公表予定</p>

近隣団体・類似団体・先進団体の優先的検討規程を参照しやすいよう、「優先的検討規程リスト」を公表予定(参考5)

ポイント④ 運用が定着する体制の整備

実効性向上のポイント	効果
<p>1. 制度所管部署を核とした運用支援・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>制度所管課が核となり</u>、事業所管部署による<u>優先的検討を支援・管理</u>。 <ul style="list-style-type: none"> ▫対象事業、検討進捗など、<u>全庁的な運用状況の把握</u>(川崎市、大阪市、富山市、智頭町) ▫事業所管課の検討への助言(全団体) ▫優先的検討に係る<u>ノウハウを集約、横展開</u>(川崎市、智頭町) ▫<u>庁内意思決定機関の運営</u> ▫<u>民間事業者とのネットワーク構築</u>(川崎市、姫路市) 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>運用に係る全庁的な仕組み構築とノウハウ蓄積が可能</u>となる。 ● <u>事業所管課のノウハウ不足を補完</u>。
<p>2. 優先的検討を全庁的な業務フロー・意思決定プロセスへ位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● さらなる優先的検討の実効性向上には、<u>優先的検討を事業化に向けた予算要求の前提条件とする</u>など、<u>財政部局や総合政策部局等との連携強化が有効</u>。 ● 企画・政策・財政・事業所管等の部局長級等、<u>ハイレベルでの意思決定</u>(広島県、川崎市、富山市、姫路市、伊賀市、和光市)。前段階で課長級での検討を行う等、2段階での意思決定を実施(川崎市、伊賀市、和光市)。 ● 簡易な検討及び詳細な検討の結果を<u>第三者委員会に諮る</u>ことで、専門的な見地からの検討を実施(富山市)。 <p>※制度所管課が、事業所管課のみならず、財政部局、総合政策部局、公共施設マネジメント部局等と連携することにより、より効果的な全庁的仕組みとなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 優先的検討が全庁的な業務フローに位置づけられ、<u>よりシステマティックに確実・適切な運用がなされる</u>。 ● 多角的な視点での意思決定により、<u>優先的検討の客観性が担保される</u>。 ● <u>事業所管課のノウハウ不足を補完</u>。
<p>3. フラット・機動的な体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庁内各課から職位に関係なく、<u>各課から選出された職員で構成される「PFI検討委員会」</u>がノウハウを蓄積し、事業所管課への助言、意思決定を実施(智頭町)。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>優先的検討を陳腐化させず、常にPPP/PFI事業に前向きな検討がなされる</u>。

内閣府支援事業「優先的検討規程運用支援(参考6)」、「専門家派遣(参考7)」の活用も効果的

小規模団体へのヒアリング結果

項目	先進団体の取組の実効性に対する主な意見
対象事業の柔軟な選定	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後発案される事業は基準以下の改修等の事業が多くなるが、<u>集約化等を検討する場合は基準に合致する場合もある。</u> ● <u>指針に示される事業費基準は適当と考える。事業費基準を下げすぎると、民間事業者の参画を得られない。</u>
対象事業・検討結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の仕組みのなかで、<u>対象事業の把握は対応可能。</u> ● <u>リスト公表も可能</u>と考える。
検討結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ● 今年度策定中の規程において、<u>検討結果はPPP/PFI手法の採否の結果如何にかかわらず公表</u>することを規定。
多様な効果の評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在策定中の優先的検討規程において、簡易な検討段階では、<u>定性評価で次のステップに進むことを検討。</u> ● <u>定性評価の場合、判断基準が人により異なるため、判断が難しい。</u>
体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>制度所管課による運用管理は難しい部分もあるが対応可能。</u> ● 制度所管課による事業所管課のサポート、ノウハウの蓄積と横展開は対応していくべき事項。 ● 第三者委員会を検討の過程で活用することはハードルが高い。コンセッション等では活用するなど事業ごとの判断が必要。 ● フラットな体制の場合、責任の所在が難しいため、全庁的な意思決定の仕組みが必要。

ヒアリング結果等の活用について(案)

- 地方公共団体等に対し、「**優先的検討規程の実効性向上のポイント**」を示し、**優先的検討規程の速やかな策定**もしくは**必要に応じた見直し**、並びに**実効性ある運用がなされるよう通知**(技術的助言)。
- 内閣府支援事業(優先的検討規程運用支援、専門家派遣)の活用も推奨**。
- 併せて、**優先的検討の実効性向上に資する参考資料を周知**。

■優先的検討規程の実効性向上のポイント(案)

①対象事業の柔軟な選定

- ・実績に基づく対象事業の選定
- ・小規模事業のバンドリング
- ・未利用財産利活用の対象化

②対象事業・検討結果の公表

- ・制度所管部署による全庁的・定期的な検討状況の管理
- ・検討段階ごとの事業リストの公表

③多様な効果の評価

- ・多様な効果を重視した評価
- ・多様な効果の評価方法、評価項目・基準の明確化

④運用が定着する体制の整備

- ・制度所管部署を核とした運用支援・管理
- ・優先的検討を全庁的な業務フロー・意思決定プロセスへ位置づけ
- ・フラット・機動的な体制構築

(参考)優先的検討に係るアクションプランの目標

- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体は、令和5年度までに優先的検討規程を策定
- 優先的検討規程に基づく検討を実施した団体数を令和6年度までに334団体とする

■優先的検討の実効性向上に資する参考資料を周知(内閣府ホームページに掲載)

- ・優先的検討 実効性向上のポイント (第11回事業推進部会(今回)資料)
- ・令和4年度 優先的検討規程の運用状況調査結果 (第10回事業推進部会資料)
- ・PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定の手引き(令和4年9月改定)
- ・PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集 (令和5年度早期公表予定)
- ・PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル改定版(同上)
- ・PPP/PFI基礎データベース(PFI事業932件のデータ) (同上)
- ・地方公共団体PPP情報リスト(総合管理計画・優先的検討規程・民間提案受付窓口・民間提案事業リスト)(同上)

(参考1) PFI事業基礎データベースの公表

OPFIに関する情報の一元化に向けた取組の一環として、令和3年度末時点のPFI事業932件について、公開可能データを整理中。(令和5年度早期公表予定)

①事業名・事業主体		③事業内容									
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1. 管理者種別	2-2. 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当
762	内閣府新庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当

④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)						⑤事業の経過・スケジュール						⑥事業者(落札者)			
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入(要求水準として内容指定) ※利用料収入、用途指定の利便施設等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入(任意)	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者(代表企業)	6-2. 事業者(その他構成企業)	6-3. 事業者(協力企業)
BTO	行政財産の使用許可	○	○	x	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	清水建設株式会社	太平洋ビルサービス株式会社	株式会社日建設計 東日本雷電建設株式会社
BTO	行政財産の使用許可	○	○	x	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	清水建設株式会社	太平洋ビルサービス株式会社 総合整備開発株式会社	株式会社日建設計 株式会社ニッコトラスト

⑦落札(提案)金額						⑧契約金額						⑨VFM			
7-1-1. 落札(提案)金額① 【公共から事業者への支払い】	7-1-2. 落札(提案)金額① 【公共から事業者への支払い】	7-2-1. 落札(提案)金額② 【事業者から公共等への支払い(運営権対価除く)】	7-2-2. 落札(提案)金額② 【事業者から公共等への支払い(運営権対価除く)】	7-3-1. 落札(提案)金額③ 【運営権対価】	7-3-2. 落札(提案)金額③ 【運営権対価】 における税の扱い	8-1-1. 契約金額① 【公共から事業者への支払い】	8-1-2. 契約金額① 【公共から事業者への支払い】	8-2-1. 契約金額② 【事業者から公共等への支払い(運営権対価除く)】	8-2-2. 契約金額② 【事業者から公共等への支払い(運営権対価除く)】	8-3-1. 契約金額③ 【運営権対価】	8-3-2. 契約金額③ 【運営権対価】 における税の扱い	9-1. 特定事業選定時VFM	9-1. 特定事業選定時VFM	9-2. 事業者選定時VFM	9-2. 事業者選定時VFM
27,640,357.625	税込	非該当	非該当	非該当	非該当	27,640,357.625	税込	非該当	非該当	非該当	非該当	5.55%		24.3%	
47,338,857.095	税込	非該当	非該当	非該当	非該当	47,338,857.095	税込	非該当	非該当	非該当	非該当	7.04%		約16.43%	

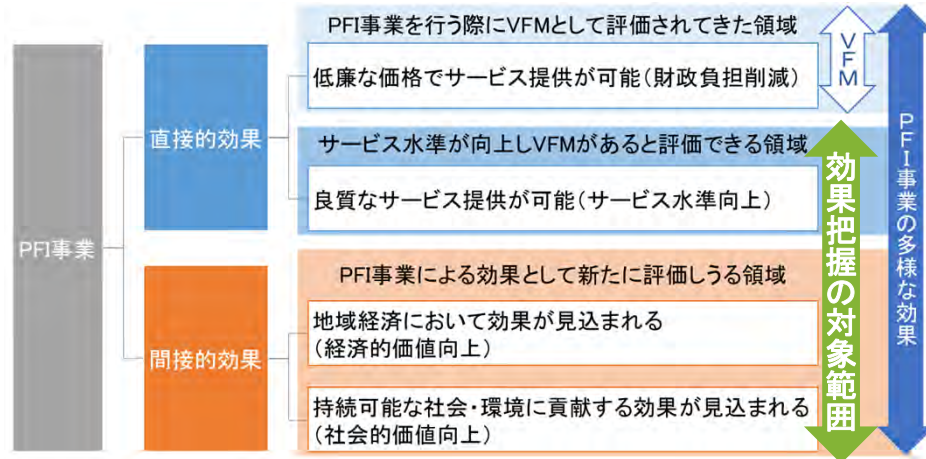
(参考2) PPP/PFI事業の多様な効果に関する事例集

PFI導入による多様な効果に着目した事例集の内容

(令和5年度早期公表予定)

多様な効果事例集の着眼点

- PFIは、これまで効率的・効果的な公共サービスの提供手法として、主に財政負担縮減(VFM)が重視される傾向。
- 財政負担縮減のみならず、**持続可能な地域・経済社会の実現に関する多様な効果の把握**の実施が必要。
- 本事例集は、PPP/PFI事業の**多様な効果を定量的に評価できる事例を整理したもの**。



評価指標(例)

サービス水準の向上	サービス・利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> • イベント開催数 • 学習プログラム開発数 • 施設入居率 • 開館時間延長 • 工期短縮 • 業務のアウトソーシング • 問合せ数の減少 • 地域企業参画数 • 地域雇用数 • 環境負荷軽減 • 災害対応
	迅速・柔軟な対応	
	行政職員の事務負担軽減	
	地域経済価値向上	
	地域社会価値向上	

多様な効果の事例紹介

06

文教施設
複合施設

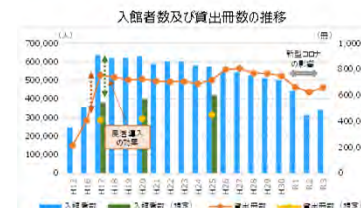
桑名市図書館等複合公共施設特定事業

(三重県桑名市)

桑名市は、中心市街地の活力低下が見られるとともに、教育文化施設、福祉施設等の老朽化・狭小化により多様化する市民ニーズへの対応が求められていた。本事業は、旧図書館と比較し規模が増大し人材確保が困難であったことから、運営業務を民間に委ねることで、多様なサービスニーズへ対応し専門性の高いサービス提供を行うことを目的にPFI手法を導入。有資格者数の増加や新技術導入により、想定を上回る入館者数、貸出冊数等の効果を実現、併設した独立採算事業のカフェも人気があり、中高生の利用も多いことから中心市街地活性化に寄与している。

事業実施により実現した
多様な効果の指標及び評価

PPP/PFI導入の効果		5.5%~12.5%	契約時	22.0%			
VFM	特定事業選定時	従前	25万人/年 (H12)	従後	50万人/年 (H30)		
公共サービス水準	サービス・利便性向上	入館者数(図書館)	21万冊/年 (H12)	従後	75万冊/年 (H30)		
		貸出冊数(図書館)	有資格者数	従前	司書1人 (H12)		
		迅速・柔軟な対応	図書等不明簿償率	従前	簿価総額 0.3% (H12)		
		閉館時間の延長	従前	午前9時~午後5時 (木曜は午後7時)	従後	午前9時~午後9時	
		行政職員の事務負担軽減	事務作業の軽減(図書館運営、資料・備品等の購入・管理等)	従前	行政が実施	従後	事業者が実施(規模増大・専門性への対応)
経済的価値	地方創生	地域雇用の創出(市内雇用人割合)	従前	スタッフの50%程度は地域雇用			
社会的価値	新たな政策課題	新技術の導入	民間提案によるICTタグ、自動化書庫、自動貸出機の導入(カウンター業務の省力化、プライバシー保護に寄与)				



事業概要	
事業主体	三重県桑名市
人口	140,134人(令和4年1月1日)
事業方式	PFI(BOT)、混合型
事業期間	32年(維持管理・運営期間 30年)
施設規模	延床面積 約8,150㎡
契約金額	約116億円(税抜)
施設概要	中央図書館、中央保健センター(平成30年移転、地域コミュニティ局入居)、勤労青少年ホーム(平成27年廃止、入館センター入居)、多目的ホール、生活利便サービス施設、託児所、駐車場、駐輪場
S PC の構成企業	代表企業 鹿島建設㈱ 構成企業 ㈱佐藤総合計画、㈱図書館流通センター、セントラルリース㈱、積村ビル管理㈱、㈱三重電子計算センター
事業経緯	平成13年6月 実施方針等の公表 平成13年11月 入札説明書の公表 平成14年4月 落札者の決定 平成14年6月 契約締結 平成16年10月 供用開始



(参考3) ローカルPFIの推進

ローカルPFI^(※)は、PFIの推進(案件形成、事業者選定、契約履行等の一連の過程)を通じて、**地域経済・社会により多くのメリットをもたらすことを志向**するコンセプト。近年、施設の整備や運営の域を超え、まちづくり、地域づくりを展望した案件も増加。財政負担軽減(VFM)に加え、自治体・民間の創意工夫による多様な効果を期待。 ※ローカルPFIにはPPPも含む。

ローカルPFIの効果例 (次のような地域課題への対応も可能)

健康増進、にぎわい創出、地域防災等

代表: 市内企業



(画像) 茅ヶ崎ウエルネスパーク

既存ストック活用、にぎわい創出等

代表: 市内企業



(画像) 津山市

地域企業の参画、取引拡大

地産地消、食育

子育て支援

地域交流、活性化

歴史・文化保存 等

ローカルPFIの効果を高める工夫例

案件形成等のフェーズ

【能力構築】

- ◆ 地域プラットフォームを活用し、個別施設を対象にサウンディング調査を実施。
- ◆ コンサルに頼らず、多くの業務を市職員が自ら実施。

【マッチング機会】

- ◆ PFI事業への参加を希望する市内企業を対象に、希望業務分野、連絡先等を登録する事前エントリー制度を設け、PFI応募企業がコンタクトできる環境を整備。

事業者選定のフェーズ

【公共の意思(条件化)】

- ◆ 代表、構成企業、協力企業のうち1社は市内本店を参加要件化。
- ◆ 設計、管理への住民参加等のため、エリアマネジメント等を委託内容化。
- ◆ 地域企業への移行を条件として運営権の延長を許容(その間、人材育成)。

【公共の期待(誘導)】

- ◆ 施設への託児サービス導入への期待とともに、光熱水費等を公共が負担する旨を明示。

【公共の期待(加点)】

- ◆ 地域経済、地域消費拡大等への貢献を提案させ、加点措置。
- ◆ 夏休み中の学童への昼食配食サービスの提案を期待する旨を明示し、加点措置。
- ◆ 余剰地活用で、商業施設等の提案を期待する旨を明示し、加点措置。

【制約条件の緩和】

- ◆ 既存(プール)以外の用途での提案も可能である旨明示し、提案の幅を拡大。

(参考4) 地域プラットフォーム運用マニュアルの改定について

(令和5年度早期公表予定)

改定の背景と主な改定内容

- 「PPP/PFI地域プラットフォーム運用マニュアル」(平成29年3月)の策定から5年が経過し、また、PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)で地域プラットフォーム(地域PF)の全国展開が打ち出されたことも踏まえ、今後の地域PF形成・運営を支援するため、これまでの取組実績を反映して改定を行ったもの。
- 形成支援として、形成機運醸成のため、地域PFがPPP/PFIの推進に貢献したこれまでの取組の成果や、多様なメンバーを巻き込む際の参考になるよう各構成メンバーの参加意義を追加。
- 運営支援として、特徴的な取組事例や今後とヒントとなりそうなアイデア、コロナ禍での経験を踏まえた開催方法の工夫を追加。

地域PF形成支援のための主な追加事項

- 地域プラットフォームに期待される機能に対するこれまでの取組みの成果を提示
- 地域プラットフォームの設置目的や役割に応じた地域プラットフォーム形成・推進主体の体制づくり、実施内容(プログラム)事例を提示(更新)
- 地域プラットフォーム構成員検討のための産官学金の参加意義と役割分担の例を提示

地域PF運営支援のための主な追加事項

- 案件の検討段階に応じた効果的な官民対話の進め方のポイントを提示(参考資料3 P38-51)**
- ロジ面における事前準備やオンライン開催での官民対話等、コロナ禍における開催のための工夫のポイントを提示
- 最近の地域プラットフォームの特徴的な取組事例を提示(特定のテーマを集中的に扱う部会の設置、オンライン開催を活用した複数地域PFの同時開催など)

マニュアルの構成

タイトル「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」(内閣府・国土交通省)

- | | |
|--------------------------|----------------|
| I. 地域プラットフォーム(地域PF)形成の意義 | IV. 地域PFの更なる活用 |
| II. 地域PFの形成 | V. 地域PFの事例 |
| III. 地域PFの運営 | |

(参考5) 地方公共団体PPP情報リストの公表

(総合管理計画・優先的検討規程・民間提案受付窓口・民間提案事業リスト)

(令和5年度早期公表予定)

2. PPP/PFIの推進施策

(1) 多様なPPP/PFIの展開

ii) 公的不動産等における官民連携の推進

⑦ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。＜総務省＞また、総合管理計画の策定・改訂に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、PPP/PFIに関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化)＜総務省、内閣府＞

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

i) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進

③ 優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞

vii) 民間提案の積極的活用

① 民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体における受付体制や情報発信の強化を図る。具体的には、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置状況やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開状況を一覧化して情報発信を行うとともに、民間提案が積極的に実施され、民間の創意工夫により効率的、効果的な公共サービスの実現につながった事例等の紹介を行う。(令和4年度開始)＜内閣府＞

⇒以下一覧を当室HPにて公開予定。

公共施設総合管理計画における
PPP/PFIに係る記載

規程策定有無と
公表先URL

民間提案に対する一元化した
窓口の設置状況・連絡先

事業リストの公表有無・
公表先

都道府県名	市区町村名	公共施設総合管理計画におけるPPP/PFI活用についての方針	公共施設総合管理計画におけるPPP/PFI活用方針の記載	優先的検討規程の策定	URL	民間提案に対する一元化した窓口の設置	担当部署名	電話番号	URL	民間提案の対象となる事業リストの公表	URL
●●●	▲▲▲	公共施設等の更新にあたっては、PPP/PFI手法の導入について検討する。	○	○	***	○	企画部計画推進室計画調整課	*****			
●●●	▲▲▲	施設の更新等を行う場合は、民間事業者との連携による管理運営方法の推進やPPP/PFIの活用の可能性を検討するなど、管理費用の縮減に努める。	○								

(参考6) 優先的検討規程策定・運用支援事業事例：鳥取県智頭町(令和3年度)

内閣府 民間資金等活用事業推進室

業務の目的・意義

- 厳しい財政状況を背景に、行財政運営の合理化及び健全化、並びに町民サービスの一層の向上に向けて、PPP/PFI手法の導入を検討していくに当たり必要となる基本的な知識に加え、智頭町がPPP/PFI手法導入を従来手法に優先して検討していくために、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として優先的検討規程を策定する。
- 策定した優先的検討規程に基づいた運用支援を行う。

優先的検討規程に基づいた運用支援（築100年の古民家利活用事業）

① 事業概要

- 智頭町では、地域再生計画「ちづみちエリアリノベーション事業（図書館を中心にした賑わい創出）」の一環で、古民家を活用している事例があり、築100年の古民家である旧平野邸の譲渡を受け、同物件を活用することで当該事業のエリアを拡げ賑わいを創出することを期待し、検討を進めていたが、改修費用等の観点から具体的な利活用に繋がっていなかった。
- 公有財産利活用事業として「簡易な検討」の支援を行い、次のステップである「詳細な検討段階」に進めるための情報を提供することを目的に支援を実施。

② 支援内容

- サウンディング型市場調査や類似事例の調査を通じて、旧平野邸の具体的な利活用方法や町の費用負担の必要性等を確認することを通じ、公有財産利活用事業としての旧平野邸利活用の課題や可能性を評価した。

③ 定性評価

- サウンディングによる民間との対話では、本事業については飲食機能を含む宿泊施設としての利活用のポテンシャルがあるとの意見が得られるとともに、利活用手法については、事例調査結果も含め、改修費の投資も含めた民間事業者による利活用の可能性から、公設民営や指定管理者制度による管理運営手法の活用など、幅広い利活用の選択肢が得られた。
- 事業化にあたっては事業採算性の観点から、旧平野邸を核とした分散型ホテルの整備等、他の空き家の活用も含め詳細な検討を実施することが考えうる。

優先的検討規程の策定

- PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントを①～⑤のとおり整理し、優先的検討規程素案の策定支援を行った。

①	対象事業分野 対象事業分野は、総合戦略や公共施設等総合管理計画に基づく将来的な事業発案の中心分野である「公共施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」としている。
②	対象基準（検討ルートに乗せる基準） 法的に民間事業者による事業実施が制限されている事業や災害復旧事業等の緊急性のある事業等を除き、発案した全事業とした。なお、公有財産利活用事業については、未利用財産が確認された場合、PFI検討委員会が一度情報を取りまとめて優先順位をつけた後、検討対象とする手続きとしている。
③	検討プロセスと庁内体制 事業所管課とPFI検討委員会が連携して検討を進めるとし、PFI検討委員会は庁内各課の職員が集まって構成される組織であるため、PPP/PFI手法導入の検討が全庁的に進むよう配慮している。
④	民間事業者との情報共有・対話 民間事業者のノウハウを活用するには情報共有の機会を設けることが重要であるため、優先的検討のステップにおいて、サウンディング等を実施し、民間事業者との対話の機会を設定している。
⑤	検討・評価事項と判断基準 優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討が重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するために、事業所管課およびPFI検討委員会が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI導入を判断する基準を明確化している。

- 町への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を①～③のとおり整理した。

①	規程の定期的な庁内周知と、検討状況の把握（内部的なPDCAプロセス） （規程の周知、事業所管課の知識向上、財政部局やPPP/PFIの制度所管課による運用状況チェックと検討を要請する体制の構築）
②	PPP/PFI手法導入に対する取り組みの発信 （PPP/PFIへの取組姿勢の庁外周知）
③	地域企業におけるPPP/PFI事業への理解促進 （勉強会等の開催、地域企業が取り組みやすい規模、スキームのPPP事業によるスモールスタート、地元関連団体等との意見交換）

(参考6) 優先的検討規程策定・運用支援事業事例:愛知県豊明市(令和3年度)1/2

優先的検討規程の策定支援

優先的検討規程案の策定・運用目的の明確化

- PPP/PFI 手法導入の検討・決定・実施する際の統一的な考え方や詳細な手順など、PPP/PFI手法導入の原則を定めることを目的とする。
- 行政改革の考え方が庁内に浸透していない点が課題であり、庁内勉強会を通じて担当課の意識改革を行う。
- 公共施設整備事業のうち、施設の利活用等や運営、管理（主にソフト事業）などの事業において、民間事業者の創意工夫を活用できる可能性がある事業については、「民間提案制度」の活用を推進するため、仕組み構築等を検討する。

支援団体の状況を踏まえた対象事業費基準の検討支援

1

支援対象団体の公共施設における今後の状況整理

2

他自治体における事業費基準設定の事例整理

3

他自治体へのヒアリング調査実施

支援対象団体の公共施設における今後の建替え、修繕更新予定等の対策費用について整理を行った。また、他自治体における事業費基準設定の事例を整理し、情報提供を行ったほか、他自治体へのヒアリング調査を実施し、支援対象団体の人口規模や現状をふまえた適正な事業費基準の検討を行うよう支援した。

庁内勉強会の実施支援(計2回開催)

1

第1回庁内勉強会

優先的検討規程の取組みの普及を目的とし、PPP/PFIに係る基本的な理解の促進やサウンディング調査の効果、PFI法に基づかない民間提案制度の紹介等を行い、勉強会の開催を支援。

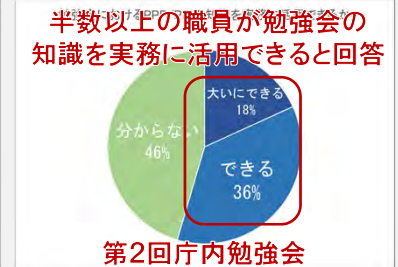
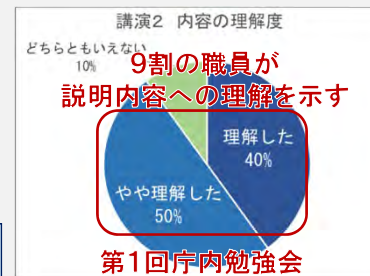
⇒庁内職員のPPP/PFIに係る基本的な理解を促進し、第2回庁内勉強会への意欲を高める結果となった。

2

第2回庁内勉強会

優先的検討規程の適切な運用を行うことを目的とし、優先的検討指針(案)に沿って簡易VFM算定の講義・演習を行った他、サウンディング調査の手続き、民間提案制度活用の一連の流れ等について説明を行い、勉強会の開催を支援。

⇒各庁内職員が実際に簡易VFM算定デモンストレーションを行い、PPP/PFIに係る知識の更なる理解を促した。



(参考6) 優先的検討規程策定・運用支援事業事例:愛知県豊明市(令和3年度)2/2

優先的検討規程の運用支援

規程案に基づく簡易な検討(サウンディング調査)の実施支援

検討対象事業:公共施設包括管理業務委託

1 実施要領の作成支援

2 事前質問に対する回答

3 民間事業者との対話実施支援

等

支援対象の検討事業である「公共施設包括管理業務委託」では、優先的検討規程案に基づき、簡易な検討としてサウンディング調査を実施し、民間事業者からの意見等を踏まえ、事業規模等の検討を行うこととしている。サウンディング調査を実施するに当たり、実施要領の作成から事前質問に対する回答、サウンディング調査(民間事業者との対話)等、各段階において事業者選定の参考となる情報収集及び提供を行った。

支援団体における規程の策定・運用に関する課題等整理

策定段階

運用段階

運用段階

地方公共団体の状況と事業費基準の設定

内閣府の手引きや他自治体と同様の事業費基準を設定した場合、優先的検討の対象となる事業がほとんどない可能性が高い。

サウンディング調査の実施手順・方法について

庁内からサウンディング調査の実施手順や実施方法、実施意義が分からないとの意見が分からないとの意見が多く挙げられた。

簡易な検討の定量評価(VFM 算定)について

簡易な検討における定量評価 (VFM算定)の方法が分からないとの意見が挙げられた。

各地方公共団体の実情に応じた適正な事業費基準の設定支援

人口が同程度 (20万人未満) の自治体における事例整理・他自治体へのヒアリング等を行い、適正な事業費基準の設定検討を支援。

庁内勉強会での教示、サウンディング調査実施に至るまでの情報提供・助言

サウンディング調査実施に至る詳細な手順の教示、他自治体のサウンディング調査の事例収集及び情報提供・助言を行った。

庁内勉強会でのVFM算定デモンストレーションの実施

実際の手順書(案)を用い、庁内職員向けにレクチャーを実施。担当課自らが入力を行い、今後の運用に向けた取組みを支援。

他の地方公共団体が優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組

「簡易な検討」実施前の適合性評価と民間提案制度の活用による既存ストックの活用推進

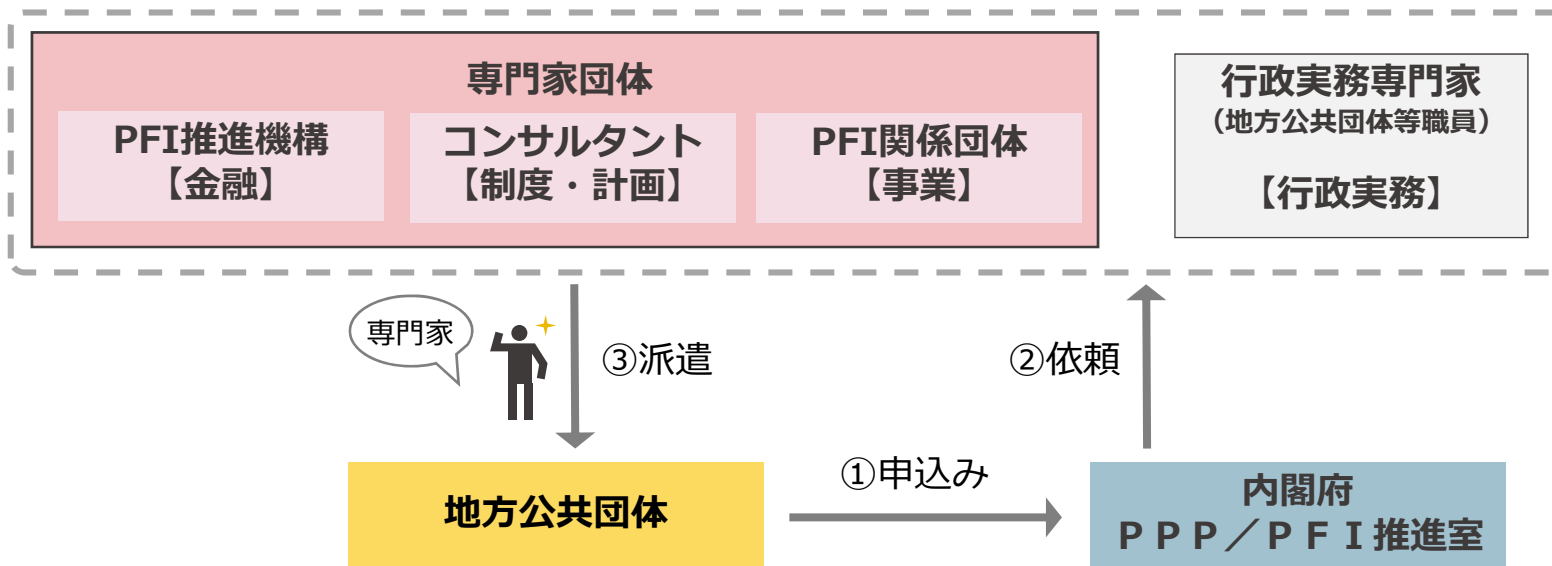
幅広い事業の優先的検討を実施するため、事業費基準を低く設定したが、その反面、多くの事業に対して優先的検討を行う必要があり、評価の精度・質の低下につながる可能性や、行政側にとって大きな負担となる可能性があった。そこで、簡易な検討の実施前に「PPP/PFI手法への適合性評価」を庁内で実施することで、PPP/PFI手法導入の適合性を判断することとした。この評価で適合性がないと判断された事業は、優先的検討から外れることとなるが、民間提案制度等をうまく活用することにより、PFI法に基づかない手法でも既存ストックの活用を目指すことが可能となった。

(参考7) PPP/PFI専門家派遣制度の概要(1/2)

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和3年度末までに延べ307件。

【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- 令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣。
- 通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担



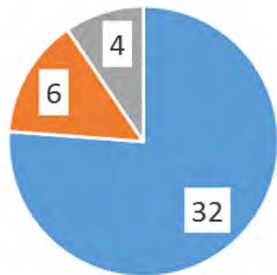
(参考7) PPP/PFI専門家派遣制度の概要(2/2)

- PPP/PFI制度概要・事業推進方法に関する講演や事例紹介といった検討初期段階における相談依頼が多い一方、個別の事業手法に関する助言依頼もあります。
- 派遣を受けた地方公共団体等の9割以上から「助言は的確・適切であった」、「必要な情報が得られた」との評価をいただいています。(令和3年度派遣42件のうち、アンケートの有効回答数34件)

⇒ 相談事項には幅広く対応できるよう努めておりますので、まずはご相談ください！！

(参照先：専門家派遣) <https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>
 (行政実務専門家派遣) <https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/public/public.html>

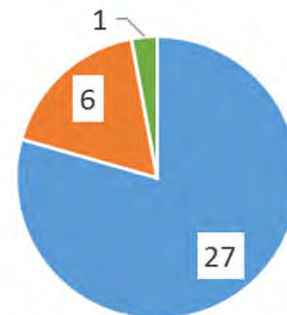
依頼内容の類型 (令和3年度実績)



- 講演 (PPP/PFI制度概要・事例紹介・事業推進方法等)
- 事業手法に関する助言
- その他

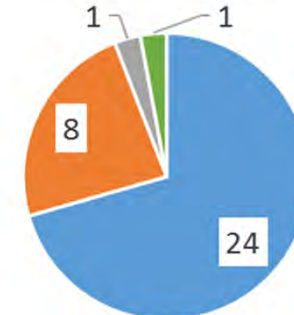
アンケート結果 (令和3年度実績)

専門家による質疑対応の適切性



- 的確な質疑回答だった
- おおむね適切な質疑応答だった
- どちらともいえない
- 不十分な質疑応答しかなされなかった
- 全く不適切な質疑応答だった
- その他

専門家からの必要な情報の入手



- 十分に入手できた
- おおむね必要な情報は入手できた
- どちらともいえない
- 不十分な情報しか入手できなかった
- 必要な情報は全く入手できなかった
- その他